

第六章 調査結果の概要と考察について

1. 調査結果の概要

総訓生の素質は前年度（昭和43年度）の調査結果とほぼ同様である。しかし、本年度は次のような特色がある。

すなわち、

第1点は、総訓生の知能の程度は、その平均値が、48（知能偏差値）であること。

この値は前年度（48.5）とほとんど変わらない。しかし、その内容をみると、昨年調査した対象訓練校での素質は本年度いずれも低下の傾向を示している。特に、高卒訓練生において、知能が高いことをのぞまれる職種（機械製図、電子）での低下が目立っている。

第2点 前年度と同様に、総訓生の知能の平均値は公立高校の生徒のそれと比較すると低いが、私立高校の生徒と就職者とは有意な差はないこと。

しかし、これらの数値を比較すると、あとで述べるように、中卒者進路には序列化の傾向がうかがわれる。

第3点 知能の高い者から低い者まで、その分散が大きいこと。

このことも前年度と同様である。

第4点 中卒者において知能程度で55（知能偏差値）以上という高い知能水準の者が20.0%含まれており、また知能偏差値で34以下の低い知能水準の訓練生が5.2%含まれていること。

これは前年度、知能程度55以上（19.0%）、知能程度34以下（4.7%）とほぼ同様である。

なお、高卒者でこのような知能水準の低い訓練生は前年度にひきつづき皆無である。

第5点 総訓生の知能程度は総高訓によりかなりの差異が認められること。

第6点 職業適性検査労働省基準からみると、前年度にくらべて、職業適性に問題のある訓練生の人数が増加していること。

例えば、機械科では前年度の基準不合格率が37.4%であつたのに対して、本年度はその率が52.7%である。

第7点 職業適性検査からみて、中卒者では一般知能（適性検査G性能）が低い者（G80以下）で、手腕、手指の器用な者（F，M性能110以上）は1.5%で少数であること。

また、一般的知能が高い者（110以上）で、不器用な者（G80以下）は1.3%でやはり少ないこと。

第8点 職業興味検査結果からみて、知能程度が低くても、職業興味が訓練職種にむいている者がかなりいること。

2. 考 察

考察A 高卒訓練生について

「結果の第1点」「結果の第4点」から、高卒訓練生について考察する。

総高訓に入校している高卒者には低い知能の者はほとんどいないことがわかった。

現状の高等学校には低い知能の者が入っているにもかかわらず、かれらは卒業後職業訓練界には入ってこないのである。

この原因は、高卒者が中卒者よりもはるかに高い主体性と自主的な判断にもとづき、自己の進路を決定し、職業訓練校の門をくぐっているとみられるからである。

この事実は職業訓練を受ける前提として、職業選択の重要な要因であるだけに、明るい傾向である。

このような意味に加えて、技能職それ自身ますます知的な要件が主体となりつつある産業界の現状を考えると、養成訓練の訓練対象の中核は今後は高卒者にすべきであると思われる。

しかし、「結果の第1点」によれば、これらの明るい兆候を示している高卒訓練生においてすら前年度にくらべて本年度は高い知能をのぞまれる職種において、知能程度が低下する傾向を示していることもみのがすことはできない。

この低下傾向をどのように理解するかは、今後の職業訓練の在り方を決める重要な視点になるであろう。もし、この事実が高卒訓練生のニーズを職業訓練校が充たしえない状態の反映であるとするならば一考を要する兆候といえる。

これからの高卒訓練に対する対策としては、

① 高卒者のニーズに適した訓練職種を選定、および訓練計画、施設設備の充実が今以上に必要である。

考察B 中卒訓練生について

「結果の第1点」「第2点」から明らかなように、訓練生の素質が全般的には昨年とあまり変わらないながらも、低下する兆候がみられる。さらに、中学校卒業後の教育訓練機関に進む者の学業成績による序列化が進行する中であつて、総高訓に進む者の素質が次第に低く位置づけられる兆候もみられる。

これらの二つの兆候は、現在のところ、わずかに認められる兆候にすぎないから、そのまま中卒訓練生の素質の傾向を示すものと速断するのは危険であるかもしれない。

しかし、これらの兆候は次に示すような事実と深く関連をもつものと考えられるだけに、無視できない重要なものと思われる。

- ① 中卒者の絶対数の減少
- ② 高校進学率の増大
- ③ 高校進学率の急激な上昇
- ④ 中学校側における学業成績中心に序列化される進路指導

以上の事実は、先に述べた二つの兆候の原因をなすものと推定される。もし、これらの事実がかわらなければ、ここでとりあげている、二つの兆候は今後ますます顕著になるかもしれない。

こうした現状において、職業訓練校はみずからに対するイメージを変えなければならぬと考える。もし、職業訓練校自からのイメージをかえることができず、しかも中学校側からする進路指導のあり方も変えることができないとすれば、中学校までの公教育の歪みをもろに受け、最悪の事態を招くことになるだろう。つまり、職業訓練校はここ数年のうちに、社会的にも、経済的にも、また素質の面においても恵まれない者達のための施設となる可能性がある。つまり、職業訓練校は公教育の解決しえなかつた最も困難な問題に直面しており、その解決をせまられていることになる。

ここで考えておきたいことは、職業訓練校がこの問題を解決する体質をもっているかということである。

さきに述べた二つの兆候がより顕著な傾向となつて進めば、職業訓練校はや

が、社会福祉的な機能をも果すようにせまられることになろう。しかし、現在の職業訓練校がそうした機能を引き受けて、その任務を十分に果せるであろうか。その施設；設備、指導員の性格等からみて極めて困難であると思われる。

もち論、政策を変更することにより、職業訓練が社会福祉的な機能も果しうるように、その体質を改善していくことも決して不可能なことではないであろう。しかし、そうした機能に自らの体質をかえてゆくことが、果して職業訓練の将来の発展にプラスになるか否かは別問題である。

以上みてきたところから、中卒訓練生の素質についてみられる二つの兆候は、公共職業訓練の今後の発展にとつて、かんばしくないものであると考えられる。

したがって、以下のごとき事項を含む対策が早急にたてられるべきであると考えられる。

① 中学校における進路指導の改善

単に学業成績の序列化による進路指導ではなくて、その個人の適性能力に応じた進路指導にする、あらゆる努力がなされる必要がある。

② 職業訓練校の自らのイメージ・アツプ

職業訓練校を一般に能力の低い者に対する養成のように考えるむきがある。これからは、内実をともなつた職業訓練校のイメージチェンジをおこない、それにもとづくPRをすること。

③ 職業訓練校の体質改善

中卒訓練生を対象とする養成訓練の内実は高校と同様ないしはそれ以上とし、形式的にも、その修了者には高等学校卒業と同等の資格を賦与し、意志と能力のあるものは、いわゆる大学進学の道をも開くこと。

つまり、ただ単に「職業訓練大学校に入学資格がある」というだけではなく、具体的には、企業に入った後、希望する夜間のどの短大や大学等にでも、入学でき自己啓発できるような進路を制度的に確保しておく必要がある。

考察C 訓練方式について

結果の第3、第4点は知能偏差値の高い者から低い者まで、広く分散していることを示している。つまり、素質的に優秀な者と知能偏差値34以下の低い素質の者が混在していることである。

この事実は前年度入校者群にもみられるものであり、45年度以降もまた同様に知的素質の分散的傾向が続くものと予想される。

このような現状に対して、現在とりうる対策としては次の二つが考えられる。

① 現状の訓練方式では、このような分散を考慮することのない一率の訓練形態がとられているが、今後は素質のない者も、低い者もそれぞれ持っている能力を最大限に発揮できるような訓練方式が早急に準備されなければならないことである。

この意味から、当調査研究部において、附属総合職業訓練校の協力のもとに、昭和43年10月以降、プログラム学習導入に関する研究を重ねてきている。

今後は45年度における「試行、効果の確認」の段階を経て、各職業訓練校でのプログラム学習方式の普及をはかることが極めて有効と考えられる。

② 極端に知能の低い者（知能偏差値34以下）については入校を認めない方がよい。

というのは、職業訓練の職種内容に対する適性を考える場合、その人のために不利と考えるからである。その人のために別途の方策が考えられるべきであり、さらには、入校選考のあり方を十分に検討する必要がある。

これにともなつて、定員充足の問題がおきてくる。この問題は入校者の素質をおとす容易な方向でおこなうべきでなく、前項で述べたような職業訓練校のイメージ・アップや政策・制度の裏づけをともなつて改善をはかるべきであろう。